

報告第 5 号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 13 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

(財務部関係)

1	専決年月日	令和7年3月28日
	相手方	豊川市在住の60代男性
	損害賠償の額	50,600円
	概要	令和7年1月31日午前11時頃、豊川市伊奈町並松72番3において、職員の運転する自動車が相手方の所有するフェンスに接触し、当該フェンスの一部が破損した。
2	専決年月日	令和7年3月31日
	相手方	豊川市在住の60代男性
	損害賠償の額	990,000円
	概要	令和6年7月25日、豊川市大木町鍵水37番地先において、市の所有する土地に生えた木の根が相手方の所有するブロック塀に土地の境界線を越えて接触し、当該ブロック塀の一部が破損したことが発覚した。

(子ども健康部関係)

1	専 決 年 月 日	令和 7 年 4 月 2 3 日
	相 手 方	豊川市在住の 2 0 代女性
	損害賠償の額	6 1 , 0 9 3 円
	概 要	令和 6 年 9 月 7 日午前 1 0 時 5 0 分頃、豊川市八幡町 鐘 鋳 場 1 0 0 番において、予防接種の委託業務を行う 者が当該業務を実施し、その経過観察中に相手方が転 倒し、負傷した。

(建設部関係)

1	専決年月日	令和7年2月25日
	相手方	豊川市在住の30代男性
	損害賠償の額	441,052円
	概要	令和5年8月22日午後7時45分頃、豊川市平尾町源祖61番154地先の市道において、相手方の運転する自動車のタイヤが路面にできた穴に落ち、当該自動車が付近の柵に接触し、相手方が負傷するとともに、当該自動車の一部が破損した。
2	専決年月日	令和7年2月25日
	相手方	豊川市在住の30代女性
	損害賠償の額	12,045円
	概要	令和6年8月29日午後8時頃、豊川市本野ケ原四丁目119番地先の市道において、相手方の運転する自動車のタイヤが路面にできた穴に落ち、当該自動車の一部が破損した。

(消防本部関係)

1	専 決 年 月 日	令和 7 年 3 月 7 日
	相 手 方	豊川市在住の 4 0 代男性
	損害賠償の額	3 0 , 5 0 0 円
	概 要	令和 6 年 1 0 月 8 日午前 8 時 3 0 分頃、豊川市伊奈町佐脇原 2 3 2 番 1 0 地先の県道交差点において、職員の運転する自動車相手方の運転する自動車と接触し、当該自動車の一部が破損した。